

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目 次

○目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1
- 1-2 大規模津波等による死傷者の発生 4
- 1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 5
- 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 7
- 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 9
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 10
- 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 12

○目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 13
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 15
- 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 17
- 2-4 多数の帰宅困難者の避難等の発生に伴う避難所等の不足 19
- 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 21
- 2-6 感染症等の大規模発生 22

○目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 23

○目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 25
- 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止 26

目 次

- 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 27
- 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 28
- 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止 30

○目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 31
- 5-2 産業施設等の損壊、火災、爆発等 31
- 5-3 商工業等の産業の停滞 32
- 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞 32

○目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

- 6-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 33
- 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 34

○目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

- 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 35
- 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 36
- 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 37

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊 (住宅・建築物の耐震化)</p> <p>① 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化を促進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>② 公共特定建築物※について、災害時の安全確保のため耐震化を促進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>③ 特定建築物以外の公共建築物についても、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、適切に維持管理する必要がある。【都市建設課】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※「特定建築物」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号による建築物</p> </div> <p>(学校施設及び公共施設の耐震化)</p> <p>④ 学校施設及び公共施設の耐震化は、市民及び児童生徒等の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、取組を推進する必要がある。【施設の所管課】</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化)</p> <p>⑤ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。【社会福祉課】</p>	<p>「耐震性の低い建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針 (住宅・建築物等の耐震化)</p> <p>① 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、住民への普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を推進する。【都市建設課】</p> <p>② 災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画に基づき、公共特定建築物について計画的に耐震化を進める。【都市建設課】</p> <p>③ 利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、特定建築物以外の公共建築物についても適切な維持管理に努める。【都市建設課】</p> <p>(学校施設及び公共施設の耐震化)</p> <p>④ 市民及び児童生徒の更なる安全性の確保と災害時の避難所としての利用を想定し、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。【施設の所管課】</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化)</p> <p>⑤ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。【社会福祉課】</p>

(空き家対策)

- ⑥ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、空き家の適正管理を図るよう求めていく必要がある。

【地域づくり課】

(災害時に役立つ公園づくり)

- ⑦ 地域防災への貢献及び来園者の安全確保の観点から、長寿命化計画に基づき老朽化対策を一層推進する必要がある。【都市建設課】

【想定】家具類の転倒

(家具の固定など室内安全対策の推進)

- ⑧ 家具の固定など家庭における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、市は、普及啓発に取り組む必要がある。【危機管理班】

【想定】火災から逃げ遅れる

(住宅用火災警報器の設置)

- ⑨ 住宅用火災報知器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、市は、消防本部と連携して設置促進を図る必要がある。【危機管理班】

(空き家対策)

- ⑥ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止し、適切な管理のため、空き家対策を推進していく。

【地域づくり課】

(災害時に役立つ公園づくり)

- ⑦ 地域防災への貢献及び来園者の安全確保の観点から、長寿命化計画に基づき老朽化対策等を推進する。【都市建設課】

「家具類の転倒」を回避するための推進方針

(家具の固定など室内安全対策の推進)

- ⑧ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具類の固定など、消防と連携した普及啓発を推進する。【危機管理班】

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

(住宅用火災警報器の設置)

- ⑨ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、消防と連携し、住宅用火災警報器の設置と併せて消火器の設置に取り組む。【危機管理班】

【重要業績指標】 目標値

- 住宅の耐震化率 R 7 時点 89.9% ⇒ R12 目標 95% 【都市建設課】
- 公共特定建築物の耐震化率 R 6 時点 97.0% ⇒ R12 目標 100% 【都市建設課】
うち学校施設の耐震化率 R 7 時点 100% ⇒ 維持 【教育総務課】
- 住宅用火災警報器の設置率 R 6 時点 男鹿地区（抽出）63% 湖東地区（訪問）90.3% ⇒ 継続：設置促進、啓発 【危機管理班】

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】津波到達までに逃げ切れない (海岸保全施設の整備・管理)</p> <p>① 漁港における海岸保全施設は、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、優先順位を決めて維持補修等の対策をする必要がある。【農林水産振興課】</p> <p>(津波ハザードマップ等の周知)</p> <p>② 市は、県が設定・公表した津波浸水想定結果に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難の場所・方向等を周知する必要がある。【危機管理班】</p> <p>(津波避難計画の周知)</p> <p>③ 市は、平成 30 年 3 月に作成した「潟上市津波避難計画」において、避難のために必要な津波到達時間や留意事項を示しており、特に避難困難地域に周知し、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針 (海岸保全施設の整備・管理)</p> <p>① 漁港における海岸保全施設については、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。【農林水産振興課】</p> <p>(津波ハザードマップ等の周知)</p> <p>② 市は、全戸配布した「潟上市津波ハザードマップ」について、必要に応じ修正するとともに、引き続きホームページに掲載や防災関係講習会等で内容の周知活動を推進していく。【危機管理班】</p> <p>(津波避難計画の周知)</p> <p>③ 市は、「潟上市津波避難計画」に示す避難のために必要な津波到達時間や留意事項を特に避難困難地域への周知を図ることにより、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する。【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の整備・管理 ⇒ 必要に応じて実施 【農林水産振興課】 ・ 津波ハザードマップの作成 H28 作成済み ⇒ 見直し 【危機管理班】 ・ 津波避難計画の策定 H30 策定済み ⇒ 見直し 【危機管理班】 	

最悪の事態 1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】河川堤防など構造物の損傷 (市管理河川の治水対策)</p> <p>① 洪水を安全に流下させるために、河川の治水対策を進める必要がある。 【都市建設課】</p> <p>【想定】浸水地域に要救助者が取り残される (洪水ハザードマップの作成及び周知)</p> <p>② 水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした「潟上市洪水ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。【危機感班】</p> <p>(施設における避難確保計画の作成の促進 (洪水))</p> <p>③ 避難確保計画の作成が義務化された施設において、計画作成の促進を図る必要がある。【施設の所管課】</p> <p>(避難情報の判断基準等の策定 (水害、高潮被害))</p> <p>④ 市は、国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)を策定、見直しする必要がある。【危機管理班】</p> <p>(避難情報の周知)</p> <p>⑤ 災害時に住民へ避難情報をわかりやすく確実に伝えるため、平時から避難情報の仕組みや避難のタイミングを周知する必要がある。【危機管理班】</p> <p>(水防資機材の整備)</p> <p>⑥ 水害に備えて水防資機材の整備を行う必要がある。 【都市建設課、危機管理班】</p>	<p>「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針 (市管理河川の治水対策)</p> <p>① 洪水を安全に流下させるために、河川の治水対策を推進する。 【都市建設課】</p> <p>「浸水地域に要救助者が取り残される」を回避するための推進方針 (洪水ハザードマップの作成及び周知)</p> <p>② 水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした洪水ハザードマップを作成し、浸水地域を中心に周知を図る。【危機管理班】</p> <p>(施設における避難確保計画の作成の促進 (洪水))</p> <p>③ 避難確保計画の作成が義務化された施設に対し、計画作成を支援する。【施設の所管課】</p> <p>(避難情報の判断基準等の策定 (水害、高潮被害))</p> <p>④ 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)について策定済みであるが、国のガイドラインの変更等に合わせて見直し、更新する。 【危機管理班】</p> <p>(避難情報の周知)</p> <p>⑤ 災害時に住民にわかりやすく避難情報を伝えるため、平時から避難情報の仕組みや避難のタイミングについて周知する。【危機管理班】</p> <p>(水防資機材の整備)</p> <p>⑥ 水害に備え、水防資機材の整備を推進する。【都市建設課、危機管理班】</p>

<p>(雨水浸水想定区域図の作成及び周知)</p> <p>⑦ 雨水浸水想定区域図を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。【上下水道課】</p>	<p>(雨水浸水想定区域図の作成及び周知)</p> <p>⑦ 雨水浸水想定区域図を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する。【上下水道課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <p>・ 避難情報の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の策定 H29 策定済み ⇒ 見直し 【危機管理班】</p>	

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】土石流やがけ崩れに巻き込まれる (土砂災害対策施設の整備)</p> <p>① 急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。また、要配慮者利用施設や重要な公共施設等から優先的に整備を促進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>(土砂災害警戒区域等の指定・公表)</p> <p>② 土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する必要がある。【危機管理班】</p> <p>(施設における避難確保計画の作成の促進)</p> <p>③ 避難確保計画の作成が義務化された施設において、計画作成の促進を図る必要がある。【施設の所管課】</p> <p>(土砂災害ハザードマップの作成・周知)</p> <p>④ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所等を周知する必要がある。【危機管理班】</p> <p>(避難情報の発令基準等の策定 (土砂災害))</p> <p>⑤ 国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を見直しする必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「土石流やがけ崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針 (土砂災害対策施設の整備)</p> <p>① 県と連携しながら対策施設の整備や老朽化対策を推進する。また、要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から優先的に整備を進めるほか、家屋等の保護のため、より一層の対策を促進する。 【都市建設課】</p> <p>(土砂災害警戒区域等の指定・公表)</p> <p>② 県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する。【危機管理班】</p> <p>(施設における避難確保計画の作成の促進)</p> <p>③ 避難確保計画の作成が義務化された施設に対して、作成の支援を行う。 【施設の所管課】</p> <p>(土砂災害ハザードマップの作成・周知)</p> <p>④ 土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続する。 【危機管理班】</p> <p>(避難情報の発令基準等の策定 (土砂災害))</p> <p>⑤ 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)について策定済みであるがガイドラインの変更等に合わせて見直し、更新をする。【危機管理班】</p>

【重要業績指標】目標値

- ・ 土砂災害警戒危険区域指定率 R 7時点 100% ⇒ 維持 【危機管理班】
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成 R 7時点 基礎調査完了箇所は作成済み 【危機管理班】
- ・ 避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 H27 策定済み ⇒ 見直し 【危機管理班】

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】道路が雪で交通不能になる (道路除雪等による冬期の交通確保)</p> <p>① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通を確保する必要がある。【都市建設課】</p> <p>・ 除雪機械の更新等による除雪体制の確保が必要である。【都市建設課】</p> <p>・ 雪害対策施設の計画的な整備・更新による安全・安心な交通環境の確保が必要である。【都市建設課】</p> <p>(雪下ろし事故防止対策の推進)</p> <p>② 市では除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針 (道路除雪等による冬期の交通確保)</p> <p>① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、効果的・効率的な除雪作業の実施により冬期の円滑な交通確保を図る。また気象情報等の収集はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。【都市建設課】</p> <p>・ 除雪体制の確保のため、除雪オペレーターの育成や、除雪機械の更新等について、受託する業者等へ働きかける。【都市建設課】</p> <p>・ 雪害対策施設等の計画的な整備・更新を推進し安全・安心な交通環境の確保を図る。 【都市建設課】</p> <p>(雪下ろし事故防止対策の推進)</p> <p>② 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、普及啓発を図り雪下ろし作業中の事故防止に努める。【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】 目標値</p> <p>・ 除雪実施計画の見直し 毎年度実施 【都市建設課】</p>	

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】関係機関の情報が途絶する (関係機関等による情報共有体制の強化)</p> <p>① 災害時には、市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急・救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。【危機管理班】</p> <p>(秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持)</p> <p>② 県総合防災課(県災害対策本部室)と市町村、消防本部、自衛隊、地域振興局など県機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年度運用開始)により、情報伝達体制の維持・強化を図る必要がある。【危機管理班】</p> <p>(秋田県情報集約配信システムによる情報伝達手段の維持)</p> <p>③ Lアラートによるメディアへの情報配信機能や関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達手段を維持する必要がある。【危機管理班】</p> <p>【想定】住民へ情報伝達ができない (Jアラートによる情報伝達手段の維持)</p> <p>④ 地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を市では導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達に努める必要がある。【危機管理班】</p> <p>(複数の情報伝達手段の整備及び周知)</p> <p>⑤ 市による住民への情報伝達手段として、市防災行政無線、登録制メール、LINE等のSNSなど多様化が進められている。今後は、さらに効果的な情報伝達手段の構築等を進める必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針 (関係機関等による情報共有体制の強化)</p> <p>① 災害時はもとより、平素から市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。【危機管理班】</p> <p>(秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持)</p> <p>② 災害時の「秋田県総合防災情報システム」(平成27年度運用開始)の確実な運用を図るため、定期的に関係機関とともに訓練等を行う。【危機管理班】</p> <p>(秋田県情報集約配信システムによる情報伝達手段の維持)</p> <p>③ Lアラートに接続する「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用を図るため、定期的に関と連携し訓練等を実施する。【危機管理班】</p> <p>「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針 (Jアラートによる情報伝達手段の維持)</p> <p>④ 「全国瞬時警報システム」(Jアラート)による住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等による確実な受信・伝達体制の構築をする。【危機管理班】</p> <p>(複数の情報伝達手段の整備及び周知)</p> <p>⑤ 市による住民への情報伝達手段として、市防災行政無線、登録制メール、LINE等のSNSなど多様化が進められている。今後は、さらに効果的な情報伝達手段の構築等を推進する。【危機管理班】</p>

(避難情報の発令基準等の策定)

再掲 1-2 (津波避難計画の周知)

市は、平成 30 年 3 月に作成した「潟上市津波避難計画」において、避難のために必要な津波到達時間や留意事項を示しており、特に避難困難地域に周知し、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。【危機管理班】

再掲 1-3 (避難情報の判断基準等の策定 (水害、高潮被害))

市は、国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)を策定、見直しする必要がある。【危機管理班】

再掲 1-4 (避難情報の発令基準等の策定 (土砂災害))

市は、国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する必要がある。【危機管理班】

(避難情報の発令基準)

再掲 1-2 (津波 避難計画の周知)

市は、「潟上市津波避難計画」に示す避難のために必要な津波到達時間や留意事項を特に避難困難地域への周知を図ることにより、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する。【危機管理班】

再掲 1-3 (避難情報の判断基準等の策定 (水害、高潮被害))

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)について策定済みであるが、国のガイドラインの変更等に合わせて見直し、更新する。

【危機管理班】

再掲 1-4 (避難情報の発令基準等の策定 (土砂災害))

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を含む「避難情報の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)について策定済みであるが国のガイドラインの変更等に合わせて見直し、更新をする。

【危機管理班】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 【危機管理班】
- ・ 秋田県総合防災情報システム (次期システム) 更新整備 (県事業) ⇒ R7~R8 整備 【危機管理班】
- ・ Jアラート自動起動装置の整備 R7 更改済み 【危機管理班】
- ・ 複数の情報伝達手段の整備 R7 時点整備済み (防災行政無線、登録制メール、SNS 等) ⇒ 維持、追加 【危機管理班】

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】避難の遅れによる死傷者の発生 (自主防災活動の充実・強化)</p> <p>① 市は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかける必要がある。 【危機管理班】</p> <p>(防災講話等の実施)</p> <p>② 住民等の防災意識向上を図るため、防災講話等を実施する必要がある。 【危機管理班】</p> <p>(学校における防災教育の充実)</p> <p>③ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。【教育総務課】</p> <p>【想定】自力で避難できない方が逃げ遅れることによる死傷者の発生 (避難行動要支援者の個別避難計画の作成)</p> <p>④ 町内会等が自力で避難できない人の避難を支援できるよう、個別避難計画を計画的に作成する必要がある。【社会福祉課】</p>	<p>「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針 (自主防災活動の充実・強化)</p> <p>① 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、広報活動や研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、訓練への協力をし、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかけていく。【危機管理班】</p> <p>(防災講話等の実施)</p> <p>② 住民の防災意識向上を図るため、防災講話等を実施する。【危機管理班】</p> <p>(学校における防災教育の充実)</p> <p>③ 児童生徒が災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、また防災意識や自助の重要性を認識できるよう、学校における防災教育を推進する。【教育総務課】</p> <p>【想定】自力で避難できない方が逃げ遅れることによる死傷者の発生 (避難行動要支援者の個別避難計画の作成)</p> <p>④ 自力で避難が困難な人の避難支援体制の構築に向け、地域における個別避難計画作成を支援する。【社会福祉課】</p>
<p>【重要業績指標】 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織率 52自治会/108自治会 48.2%(R7時点) ⇒ 55.6%(R12) 【危機管理班】 ・ 防災講話の実施 年10回(R7時点) ⇒ 毎年10回程度開催 【危機管理班】 ・ 防災訓練等を実施する学校の割合 R7 単年度実績 100% ⇒ 維持 【教育総務課】 ・ 個別避難計画作成数 63件(R7時点) ⇒ 180件(R12) 【社会福祉課】 	

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する</p> <p>(共同備蓄物資の計画的な整備)</p> <p>① 市は、県と連携をし、災害発生時に必要となる物資を「共同備蓄品目」として指定し、3日分を整備することとしている。今後は、賞味・消費期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。【危機管理班】</p> <p>(民間事業者との物資調達協定の締結)</p> <p>② 市は、災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。【危機管理班】</p> <p>【想定】 救援物資が届かない</p> <p>(住民・自主防災組織による備蓄の促進)</p> <p>③ 水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄を働きかける必要がある。【危機管理班】</p> <p>(避難所等への備蓄の促進)</p> <p>④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄(人数×3日分)を進める必要がある。【危機管理班】</p> <p>(物流事業者との物資輸送・保管協定の締結)</p> <p>⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針</p> <p>(共同備蓄物資の計画的な整備)</p> <p>① 「共同備蓄品目」について、一部未達成な品目があるため県と連携し、早期に達成できるよう整備していく。また賞味・消費期限のある食料・飲料水等の計画的な更新及び共同備蓄品以外の物品についても計画的に備蓄する。【危機管理班】</p> <p>(民間事業者との物資調達協定の締結)</p> <p>② 市は、災害時に民間事業者から物資を調達できるよう、更なる協定の締結を推進する。【危機管理班】</p> <p>「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針</p> <p>(住民・自主防災組織による備蓄の促進)</p> <p>③ 地域住民や自主防災組織に対して3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。【危機管理班】</p> <p>(避難所等への備蓄の促進)</p> <p>④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄のほか民間事業者についても備蓄について普及啓発を推進する。【危機管理班】</p> <p>(物流事業者との物資輸送・保管協定の締結)</p> <p>⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実効性を高める取り組みを進める。【危機管理班】</p>

(物資集積拠点の指定)

⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を開設するため、候補施設を予め指定しておく必要がある。【危機管理班】

(物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用)

⑦ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式の整備等が必要である。【危機管理班】

(国や他自治体等との物資応援体制の構築)

⑧ 大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう体制の準備が必要である。【危機管理班】

(物資集積拠点の指定)

⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行うため物資集積拠点の指定を予め行う。【危機管理班】

(物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用)

⑦ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」(平成26年3月県策定)を活用した物資輸送訓練の実施等により、物流の実効性を高めていく。【危機管理班】

(国や他自治体等との物資応援体制の構築)

⑧ 大規模災害時における国や他自治体からのプッシュ型支援による大量物資の輸送等に対応できるよう、外部から避難所に効率的に供給する体制を検討する。【危機管理班】

【重要業績指標】 目標値

- ・ 共同備蓄物資の目標達成 R7時点 一部の物資未達成(追加品目) ⇒ R11達成 【危機管理班】
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 H27 締結済み ⇒ 追加検討 【危機管理班】
- ・ 物資を備蓄している避難所数 R7時点 6箇所 ⇒ 追加検討 【危機管理班】
- ・ 災害時における救援物資輸送等の協定 H25 締結済み ⇒ 追加検討 【危機管理班】
- ・ 市内の公共施設を物資集積拠点として指定 H25 指定済み ⇒ 追加検討 【危機管理班】
- ・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定 R2策定済み ⇒ 適宜見直し 【危機管理班】

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】孤立地区の被害状況を把握できない (通信手段の確保)</p> <p>① 市で保有する通信機器の更新、老朽化等へ対応する必要がある。 【危機管理班】</p> <p>【想定】孤立状態が解消できない (孤立予防対策)</p> <p>再掲 1-3 (市管理河川の治水対策) 洪水を安全に流下させるために、河川の治水対策を進める必要がある。【都市建設課】</p> <p>再掲 1-4 (土砂災害への対策) 急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>(道路施設等の防災・老朽化対策)</p> <p>② 各施設の長寿命化修繕計画に従い、修繕を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時に即時対応可能な体制を整えておく必要がある。【都市建設課】 災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の修繕等を推進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>(自家発電機など電力の確保)</p> <p>③ 市は、孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した自家発電機などの配備を進める必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針 (通信手段の確保)</p> <p>① 市は、通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話などの通信手段をあらかじめ確保するほか、災害時を想定した通信訓練の実施を働きかけていく。【危機管理班】</p> <p>「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針 (孤立予防対策)</p> <p>再掲 1-3 (市管理河川の治水対策) 洪水を安全に流下させるために、河川の治水対策を推進する。 【都市建設課】</p> <p>再掲 1-4 (土砂災害への対策) 急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設（要配慮者利用施設や重要な公共施設など）の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。 【都市建設課】</p> <p>(道路施設等の防災・老朽化対策)</p> <p>② 各施設の長寿命化計画に基づき、修繕と点検を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時即時対応可能な体制を整える。 【都市建設課】 災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の修繕等を推進する。【都市建設課】</p> <p>(自家発電機など電力の確保)</p> <p>③ 市は、孤立するおそれのある地区に自家発電機器等の配備を働きかけ、地域で避難所運営ができるよう啓発を行う。【危機管理班】</p>

<p>(緊急物資の備蓄)</p> <p>④ 市は、孤立するおそれのある地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する必要がある。【危機管理班】</p>	<p>(緊急物資の備蓄)</p> <p>④ 市は、孤立するおそれのある地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する。【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市管理河川の治水対策（1－3の再掲） ⇒ 維持 【都市建設課】 ・ 土砂災害への対策（1－4の再掲） ⇒ 県と連携 【都市建設課】 ・ 道路施設の防災・老朽化対策 ⇒ 維持 【都市建設課】 ・ 自主防災組織と連携し、自家発電機及び備蓄品の計画的な配備 ⇒ 推進 【危機管理班】 	

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失 (消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保))</p> <p>① 消防施設の耐震化、非常用発電機の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。 【危機管理班】</p> <p>【想定】応急活動を行う人員が不足する。 (消防団への加入促進)</p> <p>② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、待遇の改善や装備品の充実を図るほか、さまざまな機会をとらえて消防団の活動内容や事業及び機能別消防団制度の導入等を広報し加入促進を図る必要がある。 【危機管理班】</p> <p>(消防団員の技術力の向上)</p> <p>③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する必要がある。 【危機管理班】</p> <p>(津波災害時における消防団員の安全確保)</p> <p>④ 津波災害時に消防団員が安全に活動できるよう、市は「消防団活動・安全管理マニュアル」を策定・運用する必要がある。 【危機管理班】</p>	<p>「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針 (消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保))</p> <p>① 消防施設については耐震化及び非常用発電機の設置は完了している。消防団車両の整備・更新、情報通信手段の多様化などにより、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進するとともに、必要に応じて市内の防火水槽・消火栓の整備を継続的に実施する。 【危機管理班】</p> <p>「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針 (消防団への加入促進)</p> <p>② 消防団員の確保に向けて、待遇の改善や装備品の充実を図るほか、様々な機会を捉えて消防団の活動内容や事業及び機能別消防団制度の導入等を広報し、加入促進を働きかける。 【危機管理班】</p> <p>(消防団員の技術力の向上)</p> <p>③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の教育訓練を継続的に実施し知識・技術の習得や資質向上を図る。また、消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する。 【危機管理班】</p> <p>(津波災害時における消防団員の安全確保)</p> <p>④ 津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、市は「消防団活動・安全管理マニュアル」を策定し、団員自らの命を守るとともに、ひいては多くの人命を救うことに資するべく運用に努める。 【危機管理班】</p>

【重要業績指標】目標値

- ・ 消防団員数の条例定数充足率 R7時点 84.4% ⇒ R12目標 100%(努力目標) 【危機管理班】
- ・ 消防団協力事業所数 R7時点(累計) 3事業所 ⇒ R12目標(累計) 5事業所 【危機管理班】
- ・ 市消防団員の消防学校教育訓練受講者数 R7単年度実績 5人⇒ R8～R12(合計)目標 25人 【危機管理班】
- ・ 津波災害時の「消防団活動・安全管理マニュアル」の策定 H30策定済み ⇒ 適宜見直し 【危機管理班】

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者の避難等の発生に伴う避難所等の不足

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】被災者が避難所の場所を把握していない (指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知)</p> <p>① 「指定緊急避難場所」、「指定避難所」の施設名称・位置等について、ハザードマップの作成・配布、広報への掲載、ホームページ等を通じて住民等に周知を図り、また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等を観光協会と連携し、配布する必要がある。 【危機管理班】【商工観光振興課】</p> <p>【想定】避難所が被災して使用できない (学校施設及び公共施設の防災機能強化の推進)</p> <p>② 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設及び公共施設における避難所機能を整備する必要がある。【施設の所管課】</p> <p>【想定】指定避難所で生活が困難な方の受入先がない (福祉避難所の指定)</p> <p>③ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を指定する必要がある。【危機管理班】</p> <p>【想定】避難所等において環境不良から疾患等が発生する (避難所等の環境整備)</p> <p>④ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」に基づき、バリアフリー化、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応などの要配慮者が求める支援を推進する必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針 (指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知)</p> <p>① 「指定緊急避難場所」、「指定避難所」については、指定済みであるが、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制を構築する。また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会と連携し、進める。【危機管理班】【商工観光振興課】</p> <p>「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針 (学校施設及び公共施設の防災機能強化の推進)</p> <p>② 指定避難所として有効に活用するため、学校施設及び公共施設における避難所機能の強化を推進する。また、公共施設においては要配慮者に対する事前の部屋割りを検討する。【施設の所管課】</p> <p>「指定避難所で生活が困難な方の受入先がない」ことを回避するための推進方針 (福祉避難所の指定)</p> <p>③ 福祉避難所については指定をしているが、開設・運営が円滑にできるよう「福祉避難所設置・運営マニュアル」を周知し活動する。【危機管理班】</p> <p>「避難所等において環境不良から疾患等が発生する」ことを回避するための推進方針 (避難所等の環境整備)</p> <p>④ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」に基づき、バリアフリー化、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応などの要配慮者が求める支援を推進する。【危機管理班】</p>

<p>【想定】避難所外の避難者を把握できない (避難所以外への場所に滞在する被災者への支援)</p> <p>⑤ 大規模災害発生時には、ライフラインが途絶した自宅のほか車中泊やテント泊など、指定された避難所以外に滞在する被災者への支援を行う必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針 (避難所以外への場所に滞在する被災者への支援)</p> <p>⑤ 大規模災害時における指定された避難所以外への避難者の把握について、消防団や自主防災組織と連携し、把握に努めるとともに必要とする食料・飲料水等の提供に努める。【危機管理班】</p>
---	--

<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所の指定数（地震・風水害・土砂） R 7 時点（累計） 96 か所 ⇒ 逐次指定 【危機管理班】 ・ 指定避難所の指定数 R 7 時点（累計） 23 か所 ⇒ 逐次指定 【危機管理班】 ・ 福祉避難所の指定数 R 7 時点（累計） 28 か所 ⇒ 逐次指定 【危機管理班】 ・ 津波避難場所の指定数 R 7 時点（累計） 15 か所 ⇒ 逐次指定 【危機管理班】 ・ 「指定緊急避難場所」、「指定避難所」情報掲載のハザードマップの配布、市ホームページ等での情報公開による住民等への周知のより一層の推進 【危機管理班】 ・ 観光協会と連携した避難所等記載のパンフレット等の作成、配布による観光客への周知 【商工観光振興課】 ・ 「福祉避難所設置・運営マニュアル」の策定 R 2 時点 策定済み ⇒ R 6 見直し 【社会福祉課】
--

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】被災地での医療救護活動が滞る (災害医療に対応する医療機関及び医療従事者の調整)</p> <p>① 医療機関の情報収集に努めるとともに、医師会等の協力のもと医療救護班の編成を行い、救護所を設置する必要がある。【健康長寿課】</p> <p>災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れについて、県及び関係機関との密接な連絡体制のもと速やかに対応する必要がある。【健康長寿課】</p> <p>(地域災害医療コーディネーター等の配置)</p> <p>② 地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療連絡調整員からなるコーディネートチームが、市災害対策本部に対し、適切な医療体制の構築への助言、医師・看護師等の医療スタッフの配置、患者収容先医療機関の確保等の医療活動について立案し且つ超を調整する必要がある。</p> <p>【健康長寿課】</p>	<p>「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針 (災害医療に対応する医療機関及び医療従事者の調整)</p> <p>① 災害時に速やかに医療機関の情報収集、医療救護班の編成等が行えるよう医師会等との協議により体制を整える。【健康長寿課】</p> <p>(地域災害医療コーディネーター等の配置)</p> <p>② 医師会等関係団体と連携し、地域災害医療コーディネーター、地域災害医療連絡調整員を配置する。また、地域災害医療コーディネーター等との意見交換や研修をとおして、災害時を想定した関係機関との連絡調整業務の向上を図る。【健康長寿課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <p>・ 地域災害医療コーディネーター等との会議や研修会への参加 0回（R7）⇒ 1回（R12）【健康長寿課】</p>	

最悪の事態 2-6 感染症等の大規模発生	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】避難所で感染症が集団発生する （感染症等の発生及びまん延防止のための平時からの予防接種促進）</p> <p>① 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、平時からの予防接種を促進する必要がある。【健康長寿課】</p> <p>（新たな感染症への対応）</p> <p>② 新たな感染症のまん延を防止するため、マスク着用や手指消毒、人との距離を保つなどを徹底する必要がある。【全部局】</p>	<p>「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針 （感染症等の発生及びまん延防止のための平時からの予防接種促進）</p> <p>① 避難所における衛生水準の低下による感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からの予防接種の促進に努めるよう市民に周知する。 【健康長寿課】</p> <p>（新たな感染症への対応）</p> <p>② 新たな感染症のまん延を防止するため、手洗い、咳エチケット（マスクの着用を含む）や手指消毒、人との距離を保つなどを徹底する。【全部局】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <p>・ インフルエンザワクチン接種率（高齢者） R 6 時点 46.7% ⇒ R 1 2 まん延防止のため、接種費用の助成を継続する。 【健康長寿課】</p>	

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】業務が継続できない (市の業務継続体制の強化)</p> <p>① 市は、「潟上市業務継続計画」において、課所室等ごとの非常時に優先すべき継続業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定める必要がある。【危機管理班】</p> <p>【想定】市有施設が倒壊・被害で使用できない (市庁舎及び市有施設等の維持管理)</p> <p>② 市庁舎及び市有施設等の適切な維持管理を行う必要がある。また大規模地震等の際には、施設機能に障害が発生するおそれがあるため代替施設を検討・準備する必要がある。【管財班】</p> <p>(執務環境の整備)</p> <p>③ 書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。【管財班】</p> <p>【想定】行政機能が喪失する (停電時の行政機能の確保)</p> <p>④ 市庁舎及びトレイクかたがみには3日以上発電が可能な非常用発電機を配備、また主要な市有施設等は自家発電機のない施設においても業務を継続する必要があることから、自家発電機の設置を検討する必要がある。 【危機管理班】【市有施設所管部局】</p>	<p>「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針 (市の業務継続体制の強化)</p> <p>① 市は「潟上市業務継続計画」において、課所室等ごとの非常時に優先すべき継続業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図っていく。【危機管理班】</p> <p>「市有施設が倒壊・被害で使用できない」ことを回避するための方針 (市庁舎及び市有施設等の維持管理)</p> <p>② 市庁舎及び市有施設等の適切な維持管理を行う。また大規模地震等の際には施設機能に障害が発生するおそれがあるため、代替施設を事前に指定しておく。【管財班】</p> <p>(執務環境の整備)</p> <p>③ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。【管財班】</p> <p>「行政機能が喪失する」ことを回避するための推進方針 (停電時の行政機能の確保)</p> <p>④ 市庁舎及び市有施設等に設置されている自家発電装置の燃料残量(3日分)維持に努める。また自家発電機のない施設においても業務を継続する必要があることから、自家発電機の設置を推進する。 【危機管理班】【市有施設所管部局】</p>

<p>(非常電源等の確保)</p> <p>⑤ 市庁舎及び主要な市有施設等は、停電時において使用する電源容量に制限があることから、使用する機材を限定する必要がある。</p> <p>【管財班】【行政情報班】</p> <p>(防災拠点の整備)</p> <p>⑥ 大規模震災時に市外からの応援や救援物資等を円滑に受け入れるため、防災拠点を整備しておく必要がある。【危機管理班】</p>	<p>(非常電源等の確保)</p> <p>⑤ 停電時において使用する電源容量に制限があるため、非常時における優先業務及び使用する資機材についてあらかじめ指定しておく。また停電対応訓練により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。【管財班】【行政情報班】</p> <p>(防災拠点の整備)</p> <p>⑥ 災害時の交通アクセスや管理施設の被災リスク等を考慮して防災拠点を指定するとともに、消防・警察等の関係機関との連携を図る。</p> <p>【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画（BCP）の策定 H30 策定済み ⇒ 適宜見直し 【危機管理班】 ・ 市有施設等に自家発電機を設置 R 7 整備済み 【危機管理班】【管財班】 ・ 代替施設の行政機能の維持 緊急時用機器準備手順書 R 2 策定済み ⇒ 適宜見直し 【行政情報班】 ・ 公共施設等総合管理計画の策定 H 2 9 策定、R 4 改訂 ⇒ 適宜見直し 【管財班】 ・ 地域防災拠点活用計画の策定 R 2 策定 ⇒ 適宜見直し 【危機管理班】 	

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】地域交通ネットワーク等の分断 (幹線道路等の整備)</p> <p>① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、幹線道路整備の必要がある。【都市建設課】</p> <p>再掲 2-2 (道路施設等の防災・老朽化対策)</p> <p>各施設の長寿命化修繕計画に基づき、修繕を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時に即時対応可能な体制を整えておく必要がある。【都市建設課】</p> <p>災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の修繕等を推進する必要がある。【都市建設課】</p> <p>【想定】鉄道施設の機能が停止する (鉄道施設・設備の強化)</p> <p>② 東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】</p>	<p>「地域交通ネットワーク等の分断」を回避するための推進方針 (幹線道路等の整備)</p> <p>① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、幹線道路の整備を促進する。【都市建設課】</p> <p>再掲 2-2 (道路施設等の防災・老朽化対策)</p> <p>各施設の長寿命化修繕計画に基づき、修繕を確実に実施し、施設の健全性を維持していくとともに、緊急時に即時対応可能な体制を整えておく。【都市建設課】</p> <p>災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の修繕等を推進する。【都市建設課】</p> <p>「鉄道施設の機能が停止する」を回避するための推進方針 (鉄道施設・設備の強化)</p> <p>② 東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】</p>
<p>【重要業績指標】 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の整備促進 【都市建設課】 ・ 長寿命化計画に基づく修繕等の推進 【都市建設課】 	

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】大規模かつ長期にわたる停電 (電力施設・設備の強化)</p> <p>① 東北電力ネットワーク(株)秋田電力センターでは、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。【東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター】</p> <p>【想定】石油類燃料が確保できない (災害時における石油類燃料の確保)</p> <p>② 市は、秋田県石油商業組合(南秋支部)と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しておらず、災害時における石油類燃料の調達・供給についての協定締結を進める必要がある。【危機管理班】</p> <p>【想定】長期にわたるガスの供給機能の停止 (ガス供給施設・設備の強化)</p> <p>③ 秋田県LPGガス協会と「災害発生時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しており、災害時には必要な液化ガス及び応急対策用資機材の調達・供給を要請することとしている。 【危機管理班】</p>	<p>「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針 (電力施設・設備の強化)</p> <p>① 引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練等の更なる充実に努める。 【東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター】</p> <p>「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針 (災害時における石油類燃料の確保)</p> <p>② 市は、秋田県石油商業組合(南秋支部)に対して、災害時における石油類燃料の調達・供給についての協定締結を進め、災害時における優先給油の体制を確立に努める。【危機管理班】</p> <p>「長期にわたるガスの供給機能の停止」を回避するための推進方針 (ガス供給施設・設備の強化)</p> <p>③ 引き続き、ガス事業者及び秋田県LPGガス協会と連携し、災害時に供給管・配管等が破損しないよう供給施設の総合的な地震対策を実施し、LPGガス設備からの二次的災害の発生防止と供給の安定化を図る。 【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <p>・ 秋田県石油商業組合(南秋支部)と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」の締結 R10までに締結 【危機管理班】</p>	

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】上水道機能の停止 (水道施設の耐震化・老朽化対策)</p> <p>施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。</p> <p>【上下水道課】</p>	<p>「上水道機能の停止」を回避するための推進方針 (水道施設の耐震化・老朽化対策)</p> <p>施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、配水管・配水池及び浄水場における管理棟・ポンプ等の耐震化を推進し、給水の安定化を図る。</p> <p>【上下水道課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none">上水道（幹線）の耐震化率 R7時点約20% ⇒ R12目標23% 【上下水道課】上水道施設業務継続計画（BCP）未策定 ⇒ R9策定（見直し） 【上下水道課】	

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】下水道機能の停止 (下水道施設の耐震化・老朽化対策)</p> <p>① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化・津波等を考慮した耐水化対策を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を進める必要がある。【上下水道課】</p> <p>【想定】し尿処理施設の機能が停止 (し尿処理施設の耐震化)</p> <p>② 耐震化や津波等を考慮した耐水対策を促進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄等災害時に自立稼働する体制の構築を進めるとともに、維持補修計画に基づき、老朽化対策を進める必要がある。 【男鹿地区衛生センター】【地域づくり課】</p> <p>【想定】廃棄物処理施設の機能が停止する (災害廃棄物の処理対策)</p> <p>③ 潟上市災害廃棄物処理計画に基づき、発生する災害廃棄物対応への体制を整えるとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する必要がある。【地域づくり課】</p>	<p>「下水道機能の停止」を回避するための推進方針 (下水道施設等の耐震化・老朽化対策)</p> <p>① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、補助制度等を活用し、施設の耐震化を推進し、下水処理の安定化を図るとともに、海岸付近に位置する主要な施設については、津波等を考慮した耐水性についても推進する。また、ストックマネジメント計画に基づき、管渠の点検・調査を進めるとともに幹線管渠の耐震化対策を推進する。【上下水道課】</p> <p>「し尿処理施設の機能が停止」を回避するための推進方針 (し尿処理施設の耐震化)</p> <p>② 耐震化や津波等を考慮した耐水性の検討を促進するとともに、非常用電源や燃料の備蓄、薬品、希釈水確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制の構築を促進するとともに、維持補修計画に基づき、設備の定期的な点検及び清掃、修繕等を行い、老朽化対策を推進する。 【男鹿地区衛生センター】【地域づくり課】</p> <p>「廃棄物処理施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針 (災害廃棄物の処理対策)</p> <p>③ 潟上市災害廃棄物処理計画に基づき、他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する各種災害廃棄物対応への体制を整えるとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する。【地域づくり課】</p>

【重要業績指標】目標値

- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（下水道）R 2時点 100% ⇒ 維持 【上下水道課】
- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（農業集落排水）R 2時点 100% ⇒ R 5 処理場廃止 【上下水道課】
- ・ 潟上市下水道耐震化計画 R 7 策定済み（見直し） 【上下水道課】
- ・ 潟上市ストックマネジメント点検調査計画（管路施設） ⇒ R 8 策定 【上下水道課】
- ・ 下水道施設等業務継続計画（BCP）H28 策定済み（見直し） 【上下水道課】
- ・ 廃棄物処理関係マニュアル等の策定 ⇒ 逐次見直し 【各処理施設】

最悪の事態 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】長期にわたる電話、携帯電話の通信停止 (電話施設・設備の強化)</p> <p>① NTT東日本(株)秋田支店では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話の事前配備を進めている。市ではNTTと連携し、指定避難所に災害時用公衆電話の設置を行うこととする。</p> <p>【NTT東日本(株)秋田支店】</p> <p>(携帯電話設備の信頼性向上)</p> <p>② (株)ドコモCS東北 秋田支店では、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。【(株)ドコモCS東北 秋田支店】</p>	<p>「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針 (電話施設・設備の強化)</p> <p>① 通信の途絶を防止するため、引き続き電気通信設備や建物などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配置や資機材の確保に努める。</p> <p>【NTT東日本(株)秋田支店】</p> <p>(携帯電話設備の信頼性向上)</p> <p>② 通信の途絶を防止するため、引き続き通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める株)ドコモCS東北 秋田支店】</p>
<p>【重要業績指標】 目標値</p> <p>・ 小・中学校及び指定避難所等への災害時用公衆電話の設置 R7時点 17施設(50台) 【危機管理班】</p>	

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】市内の企業活動が停止する (企業における業務継続体制の強化)</p> <p>① B C P (事業継続計画) 策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業及び市商工会との連携を図り、市内企業の B C P (事業継続計画) の策定を促進する必要がある。【商工観光振興課】</p>	<p>「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針 (企業における業務継続体制の強化)</p> <p>① B C P (事業継続計画) 策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業及び市商工会との連携を図り、市内企業の B C P (事業継続計画) の策定を促進するため、計画の必要性について普及・啓発に努める。 【商工観光振興課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内企業の B C P (事業継続計画) の策定の促進 【商工観光振興課】 ・ 市商工会と連携した事業継続力強化計画認定制度 (国認定制度) の市内企業への周知、啓発の促進 【商工観光振興課】 	

最悪の事態 5-2 産業施設等の損壊、火災、爆発等

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】産業施設等の損壊、火災、爆発等 (産業施設等の防災関連事業への協力)</p> <p>① 主要な産業施設における防災関連事業に関係機関として協力する必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「産業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針 (産業施設等の防災関連事業への協力)</p> <p>① 主要な産業施設等における防災関連事業に関係機関として協力する。 【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関連事業に関係機関として随時協力 【危機管理班】 	

最悪の事態 5-3 商工業等の産業の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】市内の商工業等の産業が停滞する (商工業における業務継続計画の策定促進)</p> <p>市商工会、金融機関等の関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた復興支援対策を講じる必要がある。 【商工観光振興課】</p>	<p>「市内の商工業等の産業が停滞する」ことを回避するための推進方針 (商工業における業務継続計画の策定促進)</p> <p>市商工会、金融機関等の関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた復興支援について、仮業務所・事務所の設置支援等適切な対応を検討する。【商工観光振興課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた復興事業の促進 ⇒ 継続 【商工観光振興課】 ・ 本市と市商工会との防災協定締結による災害時の物資、サービスの調達及び供給円滑化と市内産業の早期復興の促進 【商工観光振興課】 	

最悪の事態 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】農林漁業等における生産活動の停滞 (農林漁業用施設の保全管理)</p> <p>① 農業協同組合、漁業協同組合等と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を促進する必要がある。 【農林水産振興課】</p> <p>(漁港施設の老朽化対策及び耐震・耐津波化)</p> <p>② 市管理漁港において、機能保全計画により、施設の適正な維持管理を図る必要がある。【農林水産振興課】</p>	<p>「農林漁業等における生産活動の停滞」を回避するための推進方針 (農林漁業用施設の保全管理)</p> <p>① 農業協同組合、漁業協同組合等と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を促進する。【農林水産振興課】</p> <p>(漁港施設の老朽化対策及び耐震・耐津波化)</p> <p>② 市管理漁港において、機能保全計画により、施設の適正な維持管理を図る。【農林水産振興課】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化の促進 未達成⇒農協・漁協の施設管理者等との協議を継続 【農林水産振興課】 ・ 水産物供給基盤機能保全計画に基づき老朽化している漁港の長寿命化工事、併せて耐震耐津波化の整備 ⇒ 必要に応じて実施 【農林水産振興課】 	

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】ため池の決壊又は機能不全に陥る (ため池ハザードマップの適宜見直し及び周知)</p> <p>① 防災重点ため池（27 か所:下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県・ため池管理者と連携しながらハザードマップを策定し、地域住民に情報提供する必要がある。【農林水産振興課】</p> <p>(農業用ため池の保全管理)</p> <p>② 老朽化調査等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県・ため池管理者と連携しながら、補修・補強等を進める必要がある。【農林水産振興課】</p>	<p>「ため池の決壊又は機能不全に陥る」を回避するための推進方針 (ため池ハザードマップの適宜見直し及び周知)</p> <p>① 防災重点ため池（27 か所:下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携を取りながら、ハザードマップを策定し、地域住民に情報提供するとともに、土地改良区などへ管理体制の強化を働きかける。【農林水産振興課】</p> <p>(農業用ため池の保全管理)</p> <p>② 老朽化調査等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、詳細調査をし、補修・補強等を進める。【農林水産振興課】</p>
<p>【重要業績指標】 目標年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池ハザードマップの策定 ⇒ 必要に応じて策定（見直し） 【農林水産振興課】 ・ 老朽ため池の補修・補強工事の実施の促進 ⇒ 防災工事等推進計画に基づく劣化状況評価及び防災工事等の実施 【農林水産振興課】 	

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】農地・森林等の荒廃による防災機能の低下 (農業・農村の多面的機能の確保)</p> <p>① 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。【農林水産振興課】</p> <p>(農地・農業水利施設の保全管理)</p> <p>② 基幹的農業水利施設について、管理者との連携により維持管理の適正化を図るとともに、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な防災化・長寿命化対策を進める必要がある。 【農林水産振興課】</p> <p>(森林整備の推進)</p> <p>③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の実施を進める必要があるが、林業雇用労働者が減少傾向にあることから、労働力の確保が課題となっている。【農林水産振興課】</p> <p>(治山対策の推進)</p> <p>④ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、土砂崩れなどによる人家等への災害を防止する局所的な治山対策を行う必要がある。【農林水産振興課】</p>	<p>「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針 (農業・農村の多面的機能の確保)</p> <p>① 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援していく。【農林水産振興課】</p> <p>(農地・農業水利施設の保全管理)</p> <p>② 基幹的農業水利施設について、管理者との連携により維持管理の適正化を図るとともに、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な防災化・長寿命化対策を進める。 【農林水産振興課】</p> <p>(森林整備の推進)</p> <p>③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐・植栽等の森林施業を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進する。【農林水産振興課】</p> <p>(治山対策の推進)</p> <p>④ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周囲に加え、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等を整備し、土砂崩れなどによる人家等への災害を防止する局地的な治山対策を行う。【農林水産振興課】</p>
<p>【重要業績指標】 目標年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用水利施設等 機能保全計画策定数 必要に応じて実施 【農林水産振興課】 ・ 人工林間伐の実施 H25～R 2実績 面積 434.41ha ⇒ H25～R 12実績 面積 643.38ha 【農林水産振興課】 ・ 治山施設の整備促進 未達成 ⇒ 必要に応じて実施 【農林水産振興課】 	

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】災害廃棄物処理が滞る （災害廃棄物処理体制の構築・整備）</p> <p>① 潟上市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理等の体制を構築・整備したところであり、災害時には市民、事業者の協力を得ながら同計画に従って災害廃棄物等の処理を推進する必要がある。【地域づくり課】</p>	<p>「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針 （災害廃棄物処理体制の構築・整備）</p> <p>① 潟上市災害廃棄物処理計画を適宜見直しするとともに、災害時には市民、事業者の協力を得ながら同計画に従って災害廃棄物等の処理を円滑に推進する。【地域づくり課】</p>
<p>【重要業績指標】目標年度</p> <p>・潟上市災害廃棄物処理計画の適宜見直し 平成 31 年策定 ⇒ 適宜見直し 【地域づくり課】</p>	

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない (災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <p>① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう、潟上市建設業協会等と「災害時における応急対策に関する応援協力協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図る必要がある。【危機管理班】</p> <p>(建設業の担い手の育成・確保)</p> <p>② 建設業就業者の高齢化とともに若年者などの新規就業者の定着が課題となっており、担い手となる建設業従事者の育成・確保を推進する必要がある。【潟上市建設産業協会】</p> <p>【想定】災害ボランティアの受入れが滞る (災害ボランティアセンターの設置・運営への支援)</p> <p>③ 市は、潟上市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう支援する必要がある。【社会福祉課】【危機管理班】</p> <p>【想定】災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる (災害ボランティアセンターとの連携)</p> <p>④ 災害ボランティアセンターを円滑に開設・運営できるよう、平時から潟上市社会福祉協議会及び関係機関と連携を図る必要がある。 【社会福祉課】【危機管理班】</p>	<p>「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針 (災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <p>① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう潟上市建設産業協会等と「災害時における応急対策に関する応援協力協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図っており、今後とも継続的な連携を維持していく。【危機管理班】</p> <p>(建設業の担い手の育成・確保)</p> <p>① 若年者などの新規就業者の定着に向け、労働環境の改善・整備及び経営基盤の強化を図り、建設業の魅力を周知することで担い手の確保等に努める。【潟上市建設産業協会】</p> <p>「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針 (災害ボランティアセンターの設置・運営への支援)</p> <p>③ 潟上市社会福祉協議会が開設した潟上市災害ボランティアセンターへ市が現地調査した被災世帯等の情報を提供により運営を支援する。 【社会福祉課】【危機管理班】</p> <p>「災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる」ことを回避するための推進方針 (災害ボランティアセンターとの連携)</p> <p>④ 潟上市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関と定期的に情報共有し、災害ボランティアセンターに係る連携の強化に努める。 【社会福祉課】【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】 目標年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潟上市建設産業協会と「災害時における応急対策に関する応援協力協定」 H18 時点締結済み ⇒ 継続（見直し） 【危機管理班】 ・ 「潟上市災害ボランティアセンター活動の手引き」策定 H25 時点策定済み ⇒ R 7 改定 以降随時見直し 【社会福祉協議会】 	

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>【想定】災害時における地域コミュニティ機能の減退 (地域の自治活動への支援)</p> <p>① 災害時においても地域の自治活動を継続させる必要があることから、平時から地域コミュニティの活性化を図るよう支援する必要がある。 【地域づくり課】</p> <p>再掲 1-7 (自主防災活動の充実・強化)</p> <p>② 「自助」・「共助」による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。自主防災組織の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。【危機管理班】</p> <p>再掲 2-3 (消防団への加入)</p> <p>③ 消防団員の確保に向けて、待遇の改善や装備品の充実を図るほか、さまざまな機会をとらえて消防団の活動内容や事業及び機能別消防団制度の導入等を広報し、加入促進を図る必要がある。【危機管理班】</p>	<p>「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針 (地域の自治活動への支援)</p> <p>① 災害時においても地域の自治活動を継続させる必要があることから、平時から地域コミュニティの活性化を図るよう支援する。【地域づくり課】</p> <p>再掲 1-7 (自主防災活動の充実・強化)</p> <p>② 「自助」・「共助」による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。また、自主防災組織数の拡大と併せて、活動の充実及び強化を図る。【危機管理班】</p> <p>再掲 2-3 (消防団への加入促進)</p> <p>③ 消防団員の確保に向けて、待遇の改善や装備品の充実を図るほか、様々な機会を捉えて消防団の活動内容や事業及び機能別消防団制度の導入等を広報し、加入促進を働きかける。【危機管理班】</p>
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織率 52 自治会/108 自治会 48.15% (R 7 時点) ⇒ 60 自治会 55.6% 【危機管理班】 ・ 消防団員数 定数 473 名/現在員 399 名 84.4% (R 7 時点) ⇒ 100%(努力目標) 【危機管理班】 	